

一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取組を実施しています。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

また、令和6年10月から医療上の必要性がないにもかかわらず、患者様の希望により後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）を選択した場合には、後発品との差額の4分の1を患者様が負担する仕組み（選定療養）が導入されました。

一般名処方について、ご不明な点がございましたら当院職員までご相談ください。